

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

都市建設部 建築指導課

許認可等の内容		建築物 完了検査
根拠法令等及び条項		建築基準法第7条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	建築基準法第7条第4項
	設定等年月日	昭和25年11月23日施行 令和7年4月1日施行（現行）
	標準処理期間	申請を受理した日から7日以内
審査 基準	根拠条項	建築基準法第7条第4項
	参考事項	建築基準法、建築基準法施行令、建築基準法規則、関連告示、通達、例規、関係法令
	設定等年月日	昭和25年11月23日施行 令和7年4月1日施行（現行）
	<p>【 基 準 】</p> <p>建築基準法 （建築物に関する完了検査）</p> <p>第7条 建築主は、第6条第1項の規定による工事を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事等の検査（建築副主事の検査にあつては、大規模建築物以外の建築物に係るものに限る。第7条の3第1項において同じ。）を申請しなければならない。</p> <p>4 建築主事等が第1項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等又はその委任を受けた当該市町村若しくは都道府県の職員（以下この章において「検査実施者」という。）は、その申請を受理した日から7日以内に、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査しなければならない。</p>	